

県南広域振興局長告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年7月9日

県南広域振興局長 平野 直

1 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601239	社会福祉法人清智会	介護老人保健施設北上 きぼう苑	北上市本石町二丁目1番 45号	令和元年7月20日

2 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601239	社会福祉法人清智会	介護老人保健施設北上 きぼう苑	北上市本石町二丁目1番 45号	令和元年7月31日